

令和5年12月28日

経済産業省による定期的な評価について

四国経済産業局長より委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等（20170329第5号）第2（17）③の経済産業省による定期的な評価について、審査を行いました。

審査の結果、対象の9事業者について、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の处分に係る審査基準等（20170329第5号）第2（17）③に照らし、指定旧供給地点小売供給約款における料金の変更の認可の申請の必要があるとは認められませんでしたので、四国経済産業局長にその旨回答いたしました。

■料金改定を予定している事業者数	0事業者
■料金改定を検討する必要性が低いと考えられる事業者数	9事業者
計 9事業者	